

畜産農家 各位

大崎市長 伊藤 康志  
(公印省略)

## 県内の牧草の放射能測定結果及び今後の対応について(通知)

日頃より本市の畜産振興につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故については、事故後の放射線の影響を考慮し、各県で農畜産物の放射線量の調査を行っております。宮城県でも原乳をはじめ野菜等の農畜産物の放射能測定を 3 月下旬から 4 回行っておりますが、飲食制限に関する指標値をすべて下回り安全性に問題がないことが確認されています。

また、食品衛生法上の暫定基準値を超えない原乳や牛肉の生産を行うため、農林水産省では粗飼料(牧草等)中の放射線物質の暫定許容値が設定されました。宮城県でも 5 月 11 日に県内 4 箇所(丸森町・仙台市・大崎市・栗原市)で牧草の放射線物質(放射性ヨウ素・セシウム)を測定しましたが、丸森町では放射性セシウムが 1,530Bq/kg となった他、大崎市内にある県営岩出山牧場の牧草の放射性セシウムの値が 350Bq/kg となり、肉用繁殖牛や育成牛の暫定許容値 5,000Bq/kg は下回りましたが、乳用牛及び肥育牛の暫定許容値 300Bq/kg を上回り、下記の対象となる乳用牛及び肥育牛については、県内全域で牧草の給与を当面の間自粛するよう宮城県より要請がありましたので、裏面のチラシの指示に従い、対応方をお願い申し上げます。

尚、県では毎週調査を行い、結果により牧草が利用可能であることが確認できるまで対象となる乳用牛及び肥育牛への牧草の給与を控えることとなりますので、今後も情報を共有している宮城県、大崎市、貴殿が所属する酪農組合や農協等に、随時最新情報を確認いただき、ご対応いただきたくお願い申し上げます。不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

### 記

#### 1. 測定結果

(単位：Bq/kg)

採集場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
大崎市(県岩出山牧場)	不検出	<u>350</u>

参考：放射性セシウムの暫定許容値は、乳用牛(経産牛と初回交配以降の牛)、及び肥育牛(出荷前短くても 15 ヶ月程度以降の牛)は「300Bq/kg」

肉用繁殖牛と育成牛などその他の牛の暫定許容値は「5,000Bq/kg」

#### 2. 当面の対応(牧草が利用可能となるまで)

牧草の給与を休止する対象牛は①乳用牛(経産牛と初回交配以降の牛)

②肥育牛(出荷前短くても 15 ヶ月以上程度以降の牛)

(繁殖牛と育成牛等は、牧草の給与及び放牧利用も可能です。詳細は裏面)

担当 産業経済部農林振興課 農業経営係  
係長 安部祐輝 主査 福原貴之  
TEL 0229-23-7090 FAX 0229-23-7578  
e-mail nourin@city.osaki.miyagi.jp

平成23年5月18日

畜産農家の皆様へ

宮 城 県

## 原子力発電所事故を踏まえた牧草等の取扱について

平成23年5月11日に実施した牧草に含まれる放射性物質の調査の結果、当面の牧草等の取扱について以下のとおり対応をお願いします。

### 対象地域：宮城県内全域

#### ○ 乳用牛・肥育牛について

- ・ 牧草の収穫は、草丈が収穫可能となった段階で、早期に低刈りによる刈取りを行って下さい。収穫した牧草については、給与を見合わせ、ラップ等により他の飼料と区分して保管しておいて下さい。
- ・ 保管後の牧草の取扱については、後日、情報提供します。(それまでの間、たい肥への混入、すき込みや焼却等を行わないで下さい)。
- ・ 放牧は行わないで下さい。

※乳用牛は経産牛及び初回交配以降の牛。肥育牛は出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛。

#### ○ その他の牛（育成牛・繁殖牛等）について

- ・ 牧草の給与及び放牧利用は可能です。

- ・ 自粛要請の解除については、今後の調査結果に基づき、追って通知します。

#### ○ 損害賠償について

- ・ 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、損害賠償請求を行うことができることから、損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管しておいて下さい。

問い合わせ先

宮城県農林水産部畜産課

担当：山田，佐々木

電話：022-211-2852